

熊 野 市 農 業 委 員 会

第 30 回 総 会

平成29年8月10日

第30回熊野市農業委員会総会議事録

日 時 平成29年8月10日(木)

午前 9時30分～

場 所 熊野市役所2階 第1会議室

(出席委員)

会 長 仲 森 廣 光

委 員

多 川 進 坂 口 輝 之 山 本 肇 井 谷 雄 二

原 田 稔 夫 森 岡 正 樹 大 江 愛 久 岡 田 住 夫

松 本 源 一 榎 本 満 栗 原 清 志 杉 谷 俊 毅

増 田 幸 美 大 橋 秀 行 山 口 政 高 辻 本 浩 規

福 岡 淳 史 小 瀬 功 福 山 康 子 栗 須 幹 生

(欠席委員) 松 田 良 広 室 谷 政 輝 浦 坪 昇

(事務局) 事務局長 吉井 敬幸 農政係長 鈴木 健 係 竹原 千名

会議次第

1. 議事

第1号議案 農地法第3条許可審議の件

第2号議案 農地法第5条許可審議の件

承認事項 (1) 農業経営基盤強化促進法による利用権設定について
(2) 非農地証明願いについて

議 長 皆様おはようございます。委員各位におかれましては、ご多忙の中ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。ただいまの出席委員は21名であります。欠席の届出は、7番松田委員、11番室谷委員、22番浦坪委員から出されております。

定足数に達しておりますので、ただいまから熊野市農業委員会第30回総会を開会いたします。

最初に議事録署名委員の指名についてであります。熊野市農業委員会総会会議規則第10条第3項に議長が指名するとなっておりますので、12番松本委員、13番榎本委員の2名を指名いたします。よろしくお願いいたします。

それでは、ただいまから議事に入ります。事務局に総括表の朗読をいたさせます。事務局。

事務局 第30回総会総括表、3条所有権の移転は、2件で田3,312㎡、畑236㎡、計3,548㎡でございます。5条所有権移転は、3件で畑1,620㎡、計1,620㎡でございます。承認事項といたしまして、農業経営基盤強化促進法による利用権の設定は、3件で田2,893㎡、畑1,432㎡、計4,325㎡でございます。非農地証明願いは、1件で田3,860㎡、計3,860㎡でございます。合計は、9件で田10,065㎡、畑3,288㎡、総合計は、13,353㎡でございます。以上です。

議長 第1号議案農地法第3条の規定による所有権の移転許可申請につきまして提案いたします。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。事務局に議案の朗読をいたさせます。事務局。

事務局 1番、飛鳥町小阪字相谷■■■■番、台帳畑、現況休耕、面積836㎡ほか計6筆2,445㎡でございます。譲渡人は奈良県橿原市■■■■さん。理由は、高齢により農業が困難となったためということでございます。譲受人は飛鳥町小阪■■■■さん。所有面積は131a、耕作面積は81aです。農作業歴は35年です。通作距離又は時間は、自宅より0.5kmです。世帯員等従事者は3人です。理由は、農業経営規模拡大、しきび・榊の栽培をするということでございます。

2番、五郷町寺谷字大田■■■■番、台帳田、現況休耕、面積377㎡ほか計2筆1,103㎡でございます。譲渡人は、五郷町寺谷■■■■さん。理由は、高齢により農業が困難となったためということでございます。譲受人は奈良県吉野郡下北山村■■■■さん。所有面積、耕作面積ともに203aです。農作業歴は13年です。通作距離又は時間は、自宅より1.5kmです。世帯員等従事者は1人です。理由は、農業経営規模拡大、お茶栽培をするということでございます。

第1号議案の1番、2番については、いずれも申請書の内容等書類審査において農地全ての効率的利用等農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を全て満たしていると考えております。現地の説明については地元委員よりお願いいたします。以上です。

議長 ただいまの第1号議案につきまして、地元委員さんからの説明をお願いいたします。所有権移転の1番について、飛鳥町お願いいたします。

15番（栗原委員） 15番、栗原です。

第1号議案の1番の所有権移転について説明させていただきます。

議案は事務局が説明したとおりでございます。譲渡人の馬場さんは高齢でございます、農地を管理できなということで、■■■■さんに譲渡すということでございます。現地は相谷地区の一番の行き止まりの山の隣です。草刈管理はしておりますが、水路も壊れ農地としては成り立たなくなっております。■■■■さんは田植え機、乾燥機等全部揃えております。百姓としては申し分ないのですが、3年後には山林にしたいということですので、3年後に4条の申請を行いたいということです。この事案に関しては、問題はないと思いますので皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議長 次に、所有権移転の2番について、五郷町お願いいたします。

18番（大橋委員） 18番、大橋です。

第1号議案の2番の所有権移転について説明させていただきます。譲渡人の■■■■■さんは高齢のため耕作が困難ということで、最近一部に太陽ソーラーを設置いたしました、残りの1反2畝を今回譲渡したいということでございます。譲受人の■■■■■さんは76歳ではございますが、農業規模拡大のため譲受をしてお茶の栽培を行いたいということでございます。農機具につきましては、軽トラ、草刈り機等以外にブルドーザーなども所有しております。お茶の栽培に関する知識も大変豊富で、研究熱心な方でございます。場所は国道309号線JAほたるの郷の前でございます。自宅は奈良県の下北山村でございますが、車で15分ほどで来ることができるということでございます。■■■■■さんのお話によりますと、日本で専業農家として自立するためには2丁5反は最低でも必要ということでございます。今回の1反2畝を合わせますと五郷全体で約2丁1反5畝ぐらいになりますので、面積的には自立できる規模と考えております。お茶の苗木というのは注文しても本数を減らされるなどの制限もありますので、何年かかけて整備してゆきたいと

いうこととでございます。この方が購入されました土地の9割近くは元は田、畑でございましたけれども、ほとんどが私の身長ほどの草が茂っており大変見苦しいところでありましたが、耕して田畑を有効に使ってくださるということは地元委員としては大変ありがたいことだと思っております。地元委員としましては、何ら問題はないと考えておりますのでよろしくご審議賜りますようお願いいたします。

議長 第1号議案につきましては、地元委員さんからは、許可については特に問題がない旨の発言がございましたが、ただいまの地元委員さんの説明につきまして、ご意見があれば発言をお願いいたします。

議長 ありませんか。
(なし)

議長 特にご意見もないようですのでお諮りいたします。第1号議案農地法第3条の規定による所有権の移転許可申請につきましては、原案を承認することにご異議ありませんか。
(異議なし)

議長 ご異議なしとのことですので、第1号議案につきましては、原案を承認することと決定いたします。

次に、第2号議案農地法第5条の規定による農地転用の許可申請につきまして、知事に意見を附するため提案いたします。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。それでは、事務局に議案の朗読をいたさせます。事務局。

事務局 1番、有馬町字松原■■■■番、台帳畑、現況休耕、面積327㎡ほか計2筆559㎡でございます。譲渡人は大阪府堺市■■■■さん。譲受人は有馬町■■■■さん。転用の目的・施設の内容等ですが、駐車場・資材置場用地で、宅地199.27㎡と一体利用し、普通乗用車3台、プレハブ2棟12㎡、作業車両4台、重機2台、碎石等の置場ということとでございます。添付書類といたしまして位置図、現況図(案内図)、土地利用計画図、誓約書、資金証明書、公図、土地登記事項証明書が添付されております。

2番、金山町字高山■■■■番、台帳畑、現況休耕、面積142㎡ほか計3筆592㎡でございます。譲渡人は鳥取県米子市■■■■さん。譲受人は有馬町■■■■さん。使用貸借者は木本町■■■■さん。転用の目的・施設の内容等ですが、住宅用地・自動車置場用地で、宅地168.59㎡と一体利用

し、住宅平屋建て1棟で建築面積は89.43㎡を新築、普通自動車6台、進入路36.4㎡でございます。添付書類といたしまして位置図、現況図（案内図）、土地利用計画図、建築確約書、建物平面図、誓約書、土地使用貸借契約書の写し、■■■■さんの同意書、資金証明書、公図、土地登記事項証明書が添付されております。

3番、紀和町大栗須字上地■■■■番■■■■、台帳畑、現況休耕、面積46.9㎡でございます。譲渡人は東京都墨田区■■■■さん。譲受人は井戸町■■■■さん。転用の目的・施設の内容等ですが、住宅用地で住宅2階建て1棟建築面積89.48㎡を新築、車庫4.2㎡を建築するということでございます。添付書類といたしまして位置図、現況図（案内図）、土地利用計画図、建築確約書、建物平面図、■■■■さんの同意書、資金証明書、公図、土地登記事項証明書が添付されております。

第2号議案の1番、2番、3番については、申請書に記載された内容等書類審査及び現地調査の結果から、転用事業の確実性等農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件を全て満たしていると考えております。現地の説明については地元委員よりお願いいたします。以上です。

議長 ただいまの第2号議案につきまして、地元委員さんからの説明をお願いいたします。所有権移転の1番について、有馬町お願いいたします。

9番（大江委員） 9番、大江です。

第2号議案の1番について説明させていただきます。

場所は有馬町志原尻の42号線のところでございます。譲受人の■■■■さんは水道工事関係の仕事をしている方です。申請地の右隣りに2階建ての建物があります。コの字型の中にも大変古い建物もありますが、これらも含めて譲り受けるということです。42号線沿いの2階建ての建物ですが、これは事務所として利用し、コの字型の中にある家は非常に古いので取り壊すことになると思いますが、それらと一体利用ということで考えていますけど、プレハブを建てるほか車両、重機等の駐車場、そして資材置き場として使用するということです。地元委員としては特に問題はないと思いますのでよろしくご審議方お願いします。

議長 次に、2番について、金山町お願いいたします。

13番（榎本委員） 13番、榎本です。

第2号議案の2番について説明させていただきます。

転用の目的は先ほど事務局の説明のとおりです。物件は昔住んでおりましたが、住宅を取り壊し、ミカンを栽培し親戚の方に管理してもらっておりましたが、数年前にその方は高齢で管理ができなく現在は耕作されておられません。現地は金山多目的集会所より紀和方面へ向かって311号線50メートルほど行ったところを左折して市道を500～600メートルほど行ったところがございます。周囲は北西は山で、東側は宅地造成地、南側は市道となっております。地元委員として何ら問題ないと思いますのでよろしくご審議下しますようお願いいたします。以上です

議長 次に、3番について紀和町お願いします。

23番（小瀬委員） 23番、小瀬です

第2号議案の3番について説明させていただきます。

先ほどの事務局の説明どおりでございますが、譲渡し人の[]さんは東京に住んでおられて、畑の管理が大変だということで、隣の方や近所の方に管理をしていただいておりますが、このたび譲受人の[]さんに譲渡すということでございます。[]さんは市役所に勤めておられ、紀和町に住みたいということで土地を探しておられました。今回土地が見つかったということでございます。現地は国道311号線矢ノ川方面から県道熊野紀和線に入ったほぼ中央にあります。地元としては、若い人でもあり、子供もおられますので大変喜んでおります。ですからこの案件につきましては、何ら問題はないと考えておりますので、みなさまのご審議をよろしく願いいたします。

議長 第2号議案につきましては、地元委員さんからは許可については特に問題がない旨の発言がございましたが、ただいまの地元委員さんの説明につきまして、ご意見があれば発言をお願いいたします。

（なし）

議長 ありませんか。

特にご意見もないようですので、農地部会長さん、何かご意見があれば発言をお願いいたします。

農地部会長（多川委員） 1番、多川です。

1番、2番、3番につきましては、地元委員の言うとおりで、何も言うことはございません。

議長 農地部会長さんからは、特に問題がないとのことですのでお諮りいたしま

す。第2号議案農地法第5条の規定による農地転用の許可申請につきましては、原案を承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしとのことですので、第2号議案につきましては原案を承認することと決定し、その旨の意見を附し知事に進達することといたします。

次に、承認事項1農業経営基盤強化促進法による利用権の設定についてを議題といたします。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

それでは、事務局に議題の朗読をいたさせます。事務局。

事務局 1番、金山町字上松山■■■■番、台帳畑、現況畑、面積567㎡ほか計3筆1,4327㎡でございます。利用目的といたしましては、柑橘栽培をするということでございます。権利の種類は、使用貸借権の設定です。貸渡人は、被相続人■■■■さんの相続人と歌山県新宮市■■■■さん、愛知県名古屋市■■■■さん、南牟婁郡御浜町■■■■さん。借受人は、金山町■■■■さん。取り扱いは熊野市農地銀行金山支店。期間は公告の日から5年間で再設定ということでございます。

2番、育生町大井字田野々■■■■番、台帳田、現況田、面積1,331㎡でございます。利用目的といたしましては、水稻栽培をするということでございます。権利の種類は、使用貸借権の設定です。貸渡人は、有馬町■■■■さん。借受人は、育生町長井■■■■さん。取り扱いは熊野市農地銀行育生支店。期間は公告の日から5年間で再設定ということでございます。次のページをお開きください。

3番、育生町大井字田野々■■■■番、台帳田、現況田、面積1,562㎡でございます。利用目的といたしまして、水稻栽培をするということでございます。権利の種類は、使用貸借権の設定です。貸渡人は、和歌山県東牟婁郡北山村■■■■さん。借受人は、育生町長井■■■■さん。取り扱いは熊野市農地銀行育生支店。期間は公告の日から5年間で再設定ということでございます。

承認事項1の1番、2番、3番については、いずれも農地全ての効率的利用、農作業常時従事など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えております。説明については地元委員よりお願いいたします。以上です。

議長 ただいまの承認案件につきまして、地元委員さんからの説明をお願いいた

します。1番について、金山町お願いいたします。

13番（榎本委員） 13番、榎本です。

承認事項1の1番について説明させていただきます。

この案件は再設定でございますので何ら問題ないと思っておりますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。

議長 次に、2番と3番について、育生町お願いいたします。

20番（辻本委員） 20番、辻本です。

2番と3番について説明させていただきます。

これにつきましても再設定でありまして何の問題もないと思っております。承認のほうよろしくお願いいたします。以上です。

議長 ただいまの承認事項1につきましては、地元委員さんからは、承認については特に問題がない旨の発言がございましたが、ただいまの地元委員さんの説明につきまして、ご意見があれば発言をお願いします。

（なし）

議長 ございませんか。

特にご意見もないようですので、お諮りいたします。承認事項1農業経営基盤強化促進法による利用権の設定についてにつきましては、原案を承認することにご異議ありませんか。

（異議なし）

議長 ご異議なしとのことですので、承認事項1につきましては、原案を承認することと決定いたします。

次に承認事項2非農地証明願いについてを議題といたします。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。それでは、事務局に議題の朗読をいたさせます。事務局。

事務局 1番、二木島町字奥■■■■番、台帳田、現況山林、面積3,203㎡ほか計2筆3,860㎡でございます。出願者は、千葉県市原市■■■■さん、転用時期・理由・施設の内容・添付書類ですが、20年以上前に願出人の父が植林したということでございます。添付書類といたしまして、現況図（案内図）、昭和56年撮影の航空写真、現況写真、公図、土地登記事項証明書が添付されております。

承認事項2については、申請書に記載された内容等書類審査及び現地調査の結果、また、現地は農振農用地区域外であり、樹齢が20年以上経過し

ていることから承認要件を満たしていると考えております。現地の説明については地元委員よりお願いいたします。以上です。

議長 ただいまの承認案件につきまして、地元委員さんからの説明をお願いいたします。1番について、二木島町お願いいたします。

1番（多川委員） 1番、多川です。

承認事項2の非農地証明について説明させていただきます。

内容につきましては、事務局より説明があったとおりでございます。

皆さんもご存じのとおり二木島につきましては、南東引きの兩岸に段々畑が並んだところでございまして、この案件につきましてはその奥の国道311号線逢初橋を渡って北に200上流の逢川の対岸の近くにあります。申請人は父の死後相続したもので、父が20年以上前に植林をしたということですが、本人は遠隔地のため立会人につきましては、購入予定の会社の従業員でありました。この案件は人里から離れており、また周りは川と山林で地元委員としては問題ないと思っておりますのでよろしくご審議をお願いいたします。

議長 ただいまの承認事項2につきましては、地元委員さんからは、承認については特に問題がない旨の発言がございましたが、ただいまの地元委員さんの説明につきましてご意見があれば発言をお願いします。

（なし）

議長 ありませんか。

特にご意見もないようですので、農地部副部長さん、何かご意見があれば発言をお願いいたします。

農地部副部長（原田委員） 5番、原田です。

地元委員の言うとおりで何ら問題ないと思えます。

議長 農地部副部長さんからは、特に問題がないとのことですので、お諮りいたします。承認事項2非農地証明願いについてにつきましては、原案を承認することにご異議ありませんか。

（異議なし）

議長 ご異議なしとのことですので、承認事項2につきましては、原案を承認することと決定いたします。

議長 これをもちまして、本日の総会に附議された議案、承認事項等は、全て議了いたしました。

他に何かございませんか。

(な し)

議 長 それでは、事務局から連絡事項がございます。事務局。

事務局長 それでは事務局から連絡事項を申し上げます。

最初に、農業委員会等に関する法律の一部改正され、熊野市においては平成30年4月より農業委員会が新たな体制となります。それに伴い「熊野市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例案」、また「熊野市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の改正案」を9月市議会定例会に提出する予定としております。

これは、農業委員の「公選制」が「議会の同意を要する市長の選任制」に改められ、委員の定数を地域の実情に応じて、政令で定める基準に従い、条例で定める必要があること、また現場活動を担う農地利用最適化推進委員が新設され、その定数を定める必要があることから条例を制定するものでございます。また、報酬につきましては、能率給として国からの農地利用最適化交付金をその実績に応じて上乘せをする改正内容となっております。

次に、次回の現地調査ですが、8月31日木曜日、午前8時30分に市役所を出発いたします。関係される委員さんにはよろしく願いいたします。

また、次回の第31回総会は、9月8日金曜日、午前9時30分から、市役所2階の第1会議室での開会を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。事務局からは以上です。

議 長 これをもちまして、第30回総会を閉会いたします。ご苦労様でした。

(閉会 午前9時58分)

議 事 録 署 名 委 員

1 2 番 委 員

1 3 番 委 員

会 長